

労働者協同組合法の成立

40年以上にわたる労協運動の新たな時代を拓く「労働者協同組合法」が、2020年12月4日、与野党・全会派の一致により成立し、同月11日に公布されました。

法の第1条「目的」にはこう書かれています。

「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状などを踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とすること」と。

この目的こそ、私たちが40年以上にわたって運動・事業の格闘を積み重ねてきた歴史そのものであり、大切にしてきた理念・原則にほかなりません。

開催趣旨

労働者協同組合が成立し、協同労働への社会的な期待と注目を浴びる中、地域では協同労働を、我が事として受けとめ、地域づくりや仕事おこしに向かう人々が登場しています。そして、法制化の活用にあたって政策検討に入る自治体・議会もあり、こうした変化にふれるほど、仲間が協同労働に対する自信と確信を高められる絶好の機会となっています。

私たちがこれまで格闘し、培ってきた協同労働を地域に持ち出し、利用者や住民に手渡し、当事者主体、市民主体のよい仕事と持続可能な地域づくりを本格的に深めていくにはどうしたらよいのか。

また、私たちは2020年1月に「気候非常事態宣言」を発し、この1年、自然エネルギーへの転換、自伐型林業や森の健康診断などの経験から森のようちえんへの可能性、人々の生存基盤である「農」を全国で広げる「小農・森林ワーカーズ全国ネットワーク」の立ち上げなどに取り組んできました。

2030年が未来への大分岐と言われる気候危機、コロナ禍にある今、ケアを基軸に、エネルギー・食と農など生を支える産業を発展させ、地域内で循環する経済システムを基本として、地域間のネットワークで補い合い、地域に定着した産業と雇用を生み出していく。そして、地域に暮らす住民が安心して働くことができ、自らが意思決定できる持続可能な地域社会を創造していくことが求められています。

これらの取り組みを持続可能な地域づくりのよい仕事としっかり位置づけさらに取り組むためにはどうしたらよいのか。

本集会では上記テーマを基に、初日は全体で学び合い、2日目は少人数の分散会にてみんなで協同労働・よい仕事を深め合います。

組合員一人ひとりが、協同労働・よい仕事とは何かについて、仲間と共に実践し、研究し、交流し合える場へ。そして、法制化時代を自らの手で切り拓いた40年余の歴史とその事実を確信にし、協同労働とよい仕事を結び、その価値を意味付け、地域・社会に発信する場にしていきます。

申し込み方法



下記のURLか、右のQRコードより特設サイトにアクセスし、必要事項を入力の上、申込み手続きをしてください。
※オンライン会議の参加入口も同じ特設サイトからの参加となります。



<https://sites.google.com/view/2020goodjob2020/>

労働者協同組合の目的

組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、**組合員自らが事業に従事**することを《基本原理》とする組織。



問合せ

日本労働者協同組合 (ワーカーズコープ) 連合会

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タビル7 階
TEL : 03-6907-8040 FAX : 03-6907-8041
E-mail : rngukism@roukyou.gr.jp
<https://jwcu.coop>

持続可能な
地域社会の実現へ！

